

事業主各位
被保険者各位

健保連 16-048
2016年9月14日
日本発条健康保険組合
常務理事 田中克彦

治療用装具療養費に関するご通知

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は当組合の事業運営にご協力を賜り、誠に有難うございます。

この度、当組合では健康保険組合連合会の指導に基づき、当組合理事会において、治療用装具（眼鏡、コルセットなど）については、「装具作製確認書」と装具現物写真などを添付して療養費の請求をすることとしました。理由は、近年、不正な保険診療（保険給付対象外装具の請求、本人の知らない範囲での加算請求など）が増加している為です。

就きましては、本年10月装着分から、現状の療養費支給申請書のほかに「装具作製確認書」（用紙と記入例を添付）と写真（用紙と記入例を添付）等が必要となりますので、ご了承下さるようお願い申し上げます。またこれに伴い、給付金支払い決定までの時間が従来以上に要する場合がありますので併せてご了承下さるようお願い申し上げます。

<ご参考1>変更前後の提出書類 (9月までの装着分)

- 療養費支給申請書
- 医師の意見書、装具装着証明書
- 装具装着会社の領収書

(10月以降装着分から)

- 療養費支給申請書
- 医師の意見書、装具装着証明書
- 装具装着会社の領収書
- 装具作製確認書
- 購入された装具の写真
- 同意書

<ご参考2>「装具作製確認書」の質問項目（ホームページに掲載中）

- ① 装具は今回初めて作製されましたか？
- ② 障がい者手帳をお持ちですか？
- ③ 主治医からどのような装具だと説明を受けられましたか？
- ④ 作製した装具は、誰の指示・意志で決められましたか？
- ⑤ 作製した装具のサイズ合わせは、どのように行いましたか？
- ⑥ 装具装着後の療養にあたって、医師からはどのような指示や注意を受けていますか？

以上、適正な保険給付に関して、引き続きご協力をお願い致します。

以上